

令和6年度第2回宮城県最低賃金専門部会議事録

令和6年7月31日(水)午前9時00分
仙台第4合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員、柳井委員

労働者代表

阿部(祥大)委員、大宮委員、新聞委員

使用者代表

飯野委員、稲妻委員、半沢委員

開 会

補 佐 それでは、ただいまから、令和6年度第2回、宮城地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。本日の専門部会は公開となっております。

また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

はじめに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

公益代表委員 3名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

以上 9名 出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により会議が成立していることを報告いたします。

次に事務局より本日配布しました追加資料について説明いたします。

補 佐 それでは議事に入りますので、議事進行は部会長にお願いいたします。

熊谷部会長 それでは、議題(1)「宮城県最低賃金の改正に係る審議」に入

ります。

前回、労働者側委員からは、連合が算出しているリビングウェイズの宮城 1,090 円と宮城県最低賃金の間には 167 円の開きがあり、少なくとも3年間でリビングウェイズの金額に届くためには、1年当たり 56 円引き上げる必要性がある。また、昨年度の審議結果における地域間格差の是正を総合的に勘案した7円を上乗せして、63 円引上げ、宮城県最低賃金の時間額 986 円とすることが妥当であるとの金額提示があったところです。

また、前回、使用者側委員からは、最低賃金法第9条に基づく三要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の第4表③合計の賃金上昇率 2.9%を踏まえ、27 円の引上げ、宮城県最低賃金の時間額 950 円とすることが妥当であるとの金額提示があったところです。

労働者側委員、使用者側委員から、補足等ありましたらよろしくお願いします。

まず、労働者側委員の皆様からいかがでしょうか。

労働者側委員 (補足等の意見なし)

熊谷部会長 よろしいでしょうか。次に使用者側委員から補足等ありましたら御説明いただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

使用者側委員 (補足等の意見なし)

熊谷部会長 よろしいでしょうか。
具体的金額などについて、現時点で変更はありますでしょうか。

各委員 (意見なし)

熊谷部会長 なしということでよろしいでしょうか。分かりました。
今の段階で、労働者側委員、使用者側委員から具体的金額には、隔たりがございますので、ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行い

ます。
よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

熊谷部会長 それでは休会とします。

～ 休 会 ～

(それぞれの控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再 開 ～

熊谷部会長 専門部会を再開します。労働者側委員、使用者側委員、それぞれから提示額、現在の宮城県最低賃金の時間額 923 円に対する引上げ額、その根拠について御主張をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

熊谷部会長 それでは、最初に労働者側委員からお伺いしたいと思います。打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いいたします。

阿部（祥大）委員

私、阿部のほうから御返答させていただきます。本日、労働者側委員と公益委員と打合せさせていただきました。使用者側から前回いただきました主張を伺いまして、労働者側としましては 59 円引上げ、982 円ということで返答させていただきたいと思えます。

この 982 円、59 円引上げにつきましては、前回提示理由として示しましたリビングウェイズとの格差 167 円を 3 か年で解消するための 56 円、それに合わせまして昨年度の審議の結果、東北 6 県の引上げ額の平均が 43 円となっておりまして、宮城県の引上げ額 40 円との差額 3 円となっておりますので、その 3 円を

上乘せしました 59 円となっております。

以上でございます。

熊谷部会長

ありがとうございます。プラスの 59 円、982 円ということの御提示がございました。

次に使用者側からお伺いしたいと思います。打合せ後の具体的金額などについて、御説明をお願いします。

飯野委員

それでは飯野のほうから説明をさせていただきたいと思います。結論から、プラス 33 円の 956 円ということで提示をさせていただきたいと存じます。

使用者側としましては、前回 29 日に提示しました根拠としました令和 6 年の「賃金改定状況調査結果」の数字というのが、最低賃金法第 9 条に基づく三要素を総合的に表しているという考え方そのものは変わりございません。ただ、最初の数字の双方の開きが非常に大きいということで、我々一定の歩み寄りが必要と判断してございます。

このため、別の指標にはなるんですけども、日本商工会議所が、4 月から 5 月にかけて実施しました「中小企業の賃金改定に関する調査」、こちらが 6 月 5 日に公表されておりますけれども、こちらの正社員全体の賃上げ率である 3.62%というところに注目いたしまして、プラス 33 円、956 円という形で提案をさせていただいたということでございます。

この日本商工会議所の数値を使った理由は、回答数が 1,979 社ということで、比較的多いということと、あと前回労働者側委員の皆さんからの主張で、組合が未組織のところにも最低賃金の引上げは波及していくという御議論もあったかと思うんですけども、そういった観点も入れまして、日本商工会議所の調査というのは、そういった組織の有無にかかわらず取り上げている調査ということもありまして、こちらの数字を参考にさせていただいたところでございます。

私のほうからは、以上でございます

熊谷部会長

ありがとうございます。使用者側委員からは、プラス 33 円、956 円の提示ということで賜りました

この場で、ただいまの金額について、それぞれ何か補足ですと

か、補完の御意見等あればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (補足意見等なし)

熊谷部会長 よろしいでしょうか。

今のところ、労使双方の委員から、982 円、956 円の御提示がされているわけですが、乖離のほうはまだございます。

つきましては、時間等の関係もございまして、もう一度、それぞれの控室のほうにお運びいただきまして、打合せなり、調整のほうをですね、いただければというふうに思います。それでは一旦、専門部会を休会させていただきたいといたします。

～ 休会 ～

(各委員は各控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再開 ～

熊谷部会長 それでは専門部会を再開します。先ほどは労働者側委員から御意見を頂戴いたしましたので、今度は、使用者側委員から、今の打ち合わせの時間に打合せいただいた内容について、金額等についての御提示をいただきたいといたします。よろしく願いいたします。

飯野委員 それでは飯野のほうからお答えさせていただきます。結論といたしましては先ほど提示させていただきました 33 円、956 円ということからの変更はございません。以上でございます。

熊谷部会長 ありがとうございます。使用者側委員からは、1 回目のプラス 33 円、956 円の金額での御提示ということでもございました。続きまして、労働者側委員の皆様からよろしく願いいたします。

阿部（祥大）委員

阿部のほうから御発言させていただきます。労働者側としましても金額につきましては先ほどの提示額、59円引上げの982円に変更はございません。ただ、現在も金額のほう乖離がございますので、労働者側としましても結審に向けて引き続き検討をしてみたいと思います。以上でございます。

熊谷部会長

ありがとうございました。2回の御検討をいただいたわけなんですけれども、本日はこれ以上の進展は望めないものと思われるので、ここで終了とさせていただきます。

労使それぞれのお立場はおありかと思いますが、当専門部会は、それぞれの歩み寄りによって妥当な結論を出すということが使命となっております。

それぞれ、本日の審議経過を踏まえまして、再度御検討をいただき、次回の審議に臨んでいただきますようお願いいたします。

それでは、議題（2）その他について、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

賃金室長

事務局としましては、前回御説明したように、第3回8月2日（金）午後2時から、第3回で結審しない場合には、第4回8月5日（月）午前10時からの開催を予定しております。

熊谷部会長

事務局から説明ございましたとおり、次回、第3回専門部会を8月2日（金）午後2時こちらの会議室で開催いたします。

以上で、本日の審議を終了いたします。

閉 会